

# 「高等学校における文化部活動の指針」に係る周知・運用スケジュール

		周知				運用
		市立学校	県立学校	私立学校	その他	
平成31年度 (2019年度)	4月	県立学校長会議、第2回専門委員長会・第1回理事会【文】				
		意見照会【文】				
令和元年度 (2019年度)	5月	高文連第1回評議員会				方針策定  ○校長は、生徒及び保護者に国のガイドライン及び本指針を周知徹底する。  ○校長は、国のガイドライン及び本指針又は高等学校を設置する学校法人が策定する設置者の方針に則り、学校の方針を策定する。  ○準備が整った各学校長の校長は、活動方針や活動計画等をHPへの掲載等により公表する。 ※策定状況調査（11月頃）
	7月以降	「高等学校における文化部活動の指針」策定				
		関係機関への通知（文化課、私学振興課）				
		<div style="text-align: center;">↓</div> 熊本市・八代市教育委員会【文】 「設置する学校に係る方針」策定  ↓ 熊本市・八代市立学校【市】	<div style="text-align: center;">↓</div> 県立学校【文】	<div style="text-align: center;">↓</div> 学校法人、県私立中学・高等学校協会【私】	<div style="text-align: center;">↓</div> 県高文連、各教育事務所、 県立教育センター【文】	
各学校において、周知【文・私・市】						
令和2年度 (2020年度)	4月 5					全面実施

※【文】文化課      【私】私学振興課      【市】市教育委員会